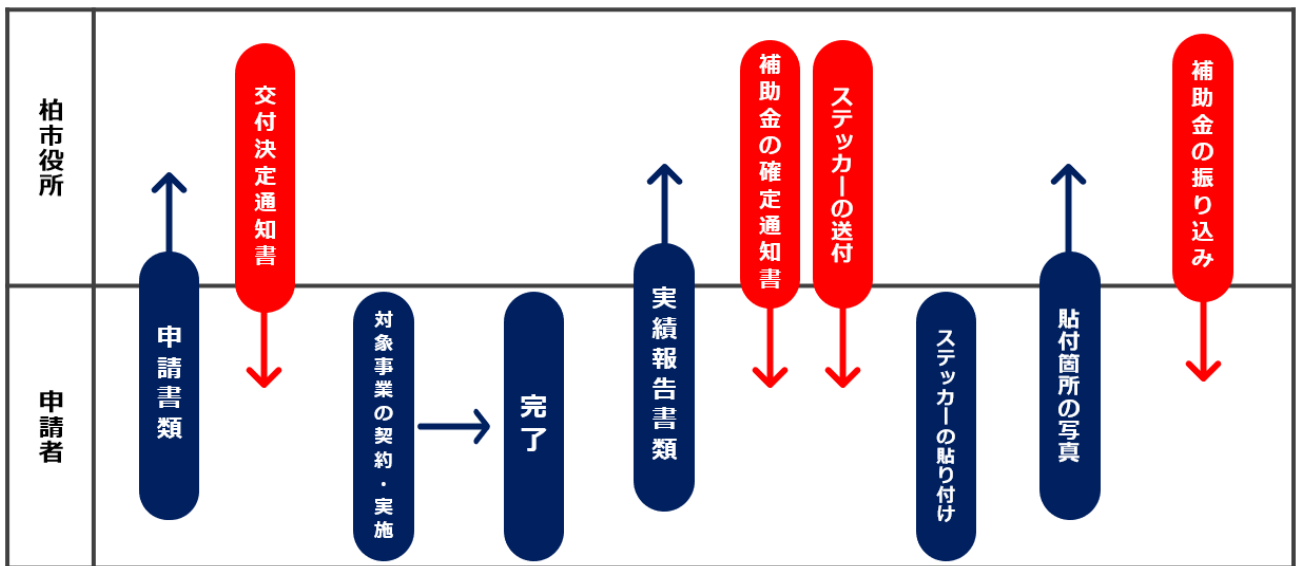


令和 7 年度

柏市チャレンジ支援補助金（ゼロカーボン事業）

申請手続き

申請の流れ



受付期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

※ 事業着手前の申請が必要です。

受付窓口

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目 10 番 1 号
柏市環境部 ゼロカーボンシティ推進課（本庁舎 4 階）

電話番号

04-7168-0703

E-mail

info-zc@city.kashiwa.chiba.jp

令和 7 年 6 月更新

目次

1 補助対象者	3
2 補助対象事業・補助金額	4
3 補助の要件	5
(1) 既存照明のLED化	5
(2) 太陽光発電設備の導入	5
(3) 高効率空調への入替え	6
(4) 充電設備の導入	6
(5) 二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入	6
(6) EV車両等の導入	7
(7) ZEBコンサルティングの実施	8
(8) 省エネルギー診断の受診	8
4 リースによる導入	9
5 申請の流れ	10
6 交付申請書類	11
7 実績報告書類	12
8 補助金の振り込み	14
9 交付の条件	14

1 補助対象者

● 以下の要件をすべて満たしている事業者

☑ 市内に事務所又は事業所を有する事業者。

※ ただし、リース等（リース、PPA又はESCO（シェアードセイビングス契約）をいう。以下同じ。）によりゼロカーボン事業に係る設備等の導入をする場合のリース等事業者を除く。

☑ 本市が行う脱炭素化に係る事業に協力する意思があること。

☑ 本市の市税を滞納していないこと。

☑ 補助対象事業について契約し、費用の負担及び設備の所有をするもの。

※ リース等により所有者がリース事業者等である場合も含まれます。

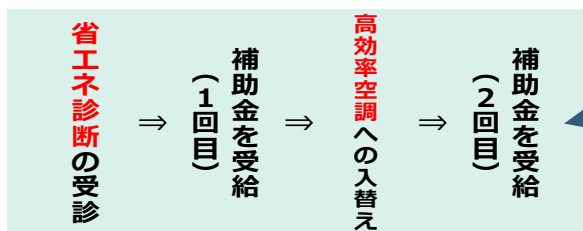
☑ 会社法の規定による清算の開始又は破産法の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

☑ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

☑ 過去に、補助対象設備等の導入をする者がこの要綱に基づく補助（省エネルギー診断の受診を除く。）を受けていないこと。

※ 「この要綱」には、令和5年度の柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（事業者向け）を含みます。

※ 「省エネルギー診断の受診」に限っては、「過去に補助を受けている」とみなしません。



省エネ診断の受診後に省エネ設備を導入する場合、それぞれ補助金申請ができます。

⚠ 上記の要件を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は補助の対象外です

- ☒ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業
- ☒ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する事業
- ☒ 宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業
- ☒ 公序良俗に反する等その他市長が不適当と認める事業

2 補助対象事業・補助金額

対 象 事 業	対 象 経 費	補 助 率	補 助 上 限 額
既存照明のLED化	● 設備の購入費 ● 工事費	対象経費の 1/3	50 万円 (柏市環境保全協議会員にあっては、60 万円)
高効率空調への入替え		対象経費の 1/2	1kW 当たり 5 万円
太陽光発電設備の導入			1基 (充電口が複数の場合は、その口数) 当たり V2H充放電設備… 10 万円 その他の充電設備… 5 万円
充電設備の導入			15 万円
二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入	● 導入費用 ● 導入年度における利用料 ※2月末支払分まで		
EV の導入	● 車両の購入費		1 台当たり 10 万円
EVトラックの導入			1 台当たり 30 万円
EVバスの導入			1 台当たり 8 万円
EVバイクの導入			50 万円 (柏市環境保全協議会員にあっては、60 万円)
ZEBコンサルティングの実施	● 委託料		
省エネルギー診断の受診	● 受診料	対象経費の 10/10	25,850 円

⚠ 1 事業者当たり50万円を上限とします。

※ 柏市環境保全協議会員にあっては、60万円を上限とします。ただし、令和6年度分の会費を負担しているもの又は令和6年度に柏市環境保全協議会に加入したものに限りま。

⚠ 1 事業者当たりの上限額の範囲内であれば、複数事業の申請も可能です。

⚠ 補助額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

⚠ 購入費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象外です。

⚠ 国その他の団体からの補助金を充当する場合は、当該補助金の額を購入費の額から控除します。

⚠ 補助対象経費は設備の購入費及び工事費であり、保証料やオプションなどの附属設備の費用は、補助対象外です。

3 補助の要件

共通※の要件

※共通…(1)既存照明のLED化, (2)太陽光発電設備の導入, (3)高効率空調への入替え, (4)充電設備の導入のみ。

- ☑ 交付決定日以後に事業に着手（契約）するものであること。
- ☑ 令和8年3月31日までに補助対象設備等の導入を完了すること。
- ☑ 市内の事務所又は事業所に設備を導入し、業務において使用するものであること。
- ☑ 設備は未使用品であること。
- ☑ 事務所又は事業所を第三者が所有している場合は、設備の導入について当該第三者の同意を得ているものであること。

(1) 既存照明のLED化

- ☑ 共通の要件（このページ上部）を満たすこと。
- ☑ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）に定める照明器具の判断の基準を満たす（グリーン購入法に適合する）ものであること。

※基本方針は、以下のページで確認できます。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

※グリーン購入の調達者の手引きには、基本方針の内容が分かりやすく記載されています。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

- ⚠ 蛍光灯の器具を使用したLEDへのランプ交換は補助対象外です。
- ⚠ LED照明からLED照明への交換は補助対象外です。
- ⚠ グリーン購入法に適合するか否かは、施工業者や製造元に確認を行ってください。

(2) 太陽光発電設備の導入

- ☑ 共通の要件（このページ上部）を満たすこと。
- ☑ 太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型（屋根置など）の設備であって、導入された事務所又は事業所において電気が消費されるもの）を導入するものであること。

- ⚠ 携帯型ソーラーパネルは補助対象外です。

(3) 高効率空調への入替え

- ☑ 共通の要件（P.5 上部）を満たすこと。
- ☑ 既存の空調設備からの入替えであること。
- ☑ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める以下の①～③いずれかの判断の基準を満たす（グリーン購入法に適合する）ものであること。
 - ① エアコンディショナー
 - ② ガスヒートポンプ式冷暖房機
 - ③ 公共工事の資材における空調用機器

※基本方針は、以下のページで確認できます。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

※以下のグリーン購入の調達者の手引きには、基本方針の内容が分かりやすく記載されています。

（ただし、③公共工事の資材における空調用機器については記載されていません。）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

⚠ 今まで設備が無かった場所に新しく設置するものは補助対象外です。

⚠ グリーン購入法に適合するか否かは、施工業者や製造元に確認を行ってください。

(4) 充電設備の導入

- ☑ 共通の要件（P.5 上部）を満たすこと。
- ☑ 国が実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている V2H 充放電設備又は充電設備を導入するものであること。

【参考】一般社団法人次世代自動車振興センター（<https://www.cev-pc.or.jp/>）

(5) 二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入

- ☑ 二酸化炭素排出量の算定を支援し、事業者の環境経営に資するサービスであること。
- ☑ 二酸化炭素排出量の削減に向けた分析機能や取組提案等の支援があるサービスであること。
- ☑ 交付決定日以後に事業に着手するものであること。
- ☑ 市内の事業所等において導入するサービスであること。
- ☑ 月又は年単位で利用料が発生するサービスを、3か月以上継続して利用するものであること。

(6) EV車両等の導入

- ☑ 交付決定日以後に事業に着手（契約）するものであること。
- ☑ 令和8年3月31日までに導入するものであること。
※特殊車両であって、期限までに導入が間に合わないことが想定される場合は、申請前にゼロカーボンシティ推進課に相談してください。
- ☑ 市内の事務所又は事業所の業務において使用するものであること。
- ☑ 新車として新たに購入するもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- ☑ 自動車検査証又は標識交付証明書の使用の本拠の位置又は定置場が、柏市内の住所であること。
- ☑ 車両種別ごとの要件（下表）を満たすこと。

車両種別	要 件
EV（乗用車）	☑ 電気自動車であること。 ※プラグインハイブリッド自動車は対象外です。 ☑ 一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。 【参考】一般社団法人次世代自動車振興センター（https://www.cev-pc.or.jp/）
EVトラック	☑ 電気自動車であること。 ※プラグインハイブリッド自動車は対象外です。 ☑ 環境省が行う「環境配慮型先進トラックバス導入加速事業」の補助対象車両のうち環境配慮型先進トラックに該当するもの又は環境省が行う「商用車の電動化促進事業（トラック）」のトラック（電気自動車）導入事業の補助対象車両に該当するものであること。 【参考】令和6年度環境配慮型先進トラックバス導入加速事業（https://www.heco-hojo.jp/yR06/trkbus/competition.html） 【参考】令和6年度商用車の電動化促進事業（トラック）（https://www.levo.or.jp/jigyoutype/hosei/）
EVバイク	☑ 電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない型式認定を取得している車両であって、次の①～③のいずれかに該当するもの。 ①側車付二輪自動車 ②原動機付自転車 ※四輪も対象となります。 ③軽自動車に該当する二輪自動車 ☑ 一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両に該当するものであること。 【参考】一般社団法人次世代自動車振興センター（https://www.cev-pc.or.jp/hojo/）
EVバス	☑ 電気自動車であること。 ※プラグインハイブリッド自動車は対象外です。 ☑ 環境省が行う「環境配慮型先進トラックバス導入加速事業」の補助対象車両のうち環境配慮型先進バスに該当するものであること。 【参考】令和6年度環境配慮型先進トラックバス導入加速事業（https://www.heco-hojo.jp/yR06/trkbus/competition.html）

電気自動車…電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。

(7) ZEBコンサルティングの実施

- ☑ ZEBシリーズの実現に向けた**基礎調査，計画策定**等を実施するものであること。

※設計及びBELS申請は対象外です。

※ZEBプランナーに委託して実施する必要があります。

※「ZEBプランナー」とは，一般社団法人環境共創イニシアチブによりZEBプランナーとして登録されている法人をいいます。

【参考】ZEB プランナー（フェーズ2）一覧検索（<https://sii.or.jp/zeb/planner/search>）

- ☑ 交付決定日以後に事業に着手（契約）するものであること。
- ☑ 令和8年3月31日までに事業が完了するものであること。
- ☑ 市内の事務所又は事業所のZEB化を目的とするものであること。
- ☑ 事務所又は事業所を第三者が所有している場合は，ZEB化について当該第三者の同意を得ているものであること。

(8) 省エネルギー診断の受診

- ☑ 交付決定日以後に事業に着手（契約）するものであること。
- ☑ 令和8年3月31日までに事業が完了するものであること。
- ☑ 市内の事務所又は事業所を対象に実施するものであること。
- ☑ 県が指定した機関が実施するもの，一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断又は国の補助金の交付を受けて実施する省エネルギー診断であること。

【参考】県が指定する機関は以下の web サイト（千葉県業務用設備等脱炭素化促進事業補助金）から確認してください。
（<https://www.pref.chiba.lg.jp/ontai/hojo/r6jigyousyahojo.html#shindantou>）

【参考】一般社団法人省エネルギーセンター省エネ最適化診断（<https://www.shindan-net.jp/service/shindan>）

【参考】一般社団法人環境共創イニシアチブ（省エネお助け隊）（<https://shoeshindan.jp/>）

4 リースによる導入

- 補助対象設備等の導入をリース等により行う場合は、導入をする者とリース等事業者が共同で申請してください。

(1) 要件

- ☑ 補助対象設備等の導入をする者とリース等事業者が共同で補助事業を行うものであること。
- ☑ リース等事業者は、補助対象設備等の導入をする者から領収する月額リース等料金を減額する形で補助金相当分を還元するものであること。

※補助金相当分は必ず月額料金から減額する必要があります。

例) リース等期間5年、補助金額30万円の場合、毎月のリース等料金から5,000円の割引を行う必要があります。(最初の数か月のみリース等料金を無料にする、30万円を別途キャッシュバックするといった取扱いは認められません。)

- ☑ リース等期間が「柏市チャレンジ支援補助金（ゼロカーボン事業）交付要綱」第9条第1項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること又はリース等期間終了後に導入者が補助対象設備等を購入する契約となっていること。

(2) 交付決定通知

- 交付決定通知はリース等事業者にのみ送付します。リース等先（導入をする者）へは通知しませんので予めご了承ください。

5 申請の流れ

(1) 交付申請

- ☑ 対象事業の**着手（契約）前**に、必要書類を添えて申請してください。
- ☑ 必要な書類は、P.11～12を参照してください。

申請期間

令和7年**5月1日**（水）から令和8年**2月27日**（金）まで

- ⚠ 受付は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ⚠ 予算の上限に達した時点で受付を終了します。

(2) 実績報告書類の提出

- ☑ 対象事業の**完了後30日**以内又は令和8年**3月31日**の**いずれか早い日までに**必要書類を提出してください。
- ☑ 必要な書類は、P.12～13を参照してください。

(3) 書類提出について

- ☑ **郵送、メール又は窓口**で提出してください。

※郵送の場合は、郵送記録の残る形でお送りください。

※メールは、1メール当たり**5MB 以下**の容量としてください。また、**申請書データは PDF 形式**で提出してください。5MB を超える資料を送信する必要がある場合は、データのアップロード先を案内しますので、メール等で御相談ください。

受付窓口 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
柏市環境部 ゼロカーボンシティ推進課（本庁舎4階）

電話番号 04-7168-0703（直通）

E-mail info-zc@city.kashiwa.chiba.jp

- ⚠ 内容の確認を行うことがありますので、書類の控えを保管しておいてください。
- ⚠ 書類が全て揃った方から補助金の審査を開始します。

6 交付申請書類

⚠ 対象事業の**着手(契約)前**に、書類を提出してください。

⚠ **様式**は市ホームページからダウンロードしてください。

① 交付申請書

- ☒ **様式**を使用してください。リース等による場合はリース等導入者用の交付申請書を使用してください。
- ☒ 交付申請書を書き損じた場合は、新しく書き直してください。

② 対象事業の概要

- ☒ **様式**を使用してください。

③ 対象事業の経費の内訳が記載された見積書等の写し

- ☒ 経費の分かる見積書等の写しを提出してください。

④ 補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し

- ☒ カatalog, 仕様書等により、**車名や型式, 省エネ性能等**が確認できる書類を提出してください。
- ☒ 該当するページのみを提出し、**該当箇所にマーカー等**をしてください。

⑤ 導入位置が確認できる図面・工事着工前の現況写真

※次の補助対象事業については**提出不要**です。

二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入 EV車両等の導入 ZEBコンサルティングの実施 省エネルギー診断の受診

- ☒ 図面を手書きで作成する場合は、定規を使用して作成してください。
- ☒ 写真をどこから撮影したか分かるよう、撮影位置を図面に示してください。
- ☒ 照明のLED化の場合、全箇所分の写真を撮影してください。

⑥ 所有者の同意を証する書面

※事務所又は事業所を**第三者が所有**(共有者がいる場合を含む)している場合のみ提出が**必要**です。

※次の補助対象事業の場合は**提出不要**です。

二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入 EV車両等の導入 ZEBコンサルティングの実施 省エネルギー診断の受診

- ☒ **様式**を使用してください。

⑦ 市内に事業所等を有することを証する書類

- ☒ **法人**の場合は登記事項証明書の原本を、**個人事業主**の場合は開業届の写しを提出してください。

※登記事項証明書は、1か月以内に取得したものを提出してください。

⑧ 本市の市税の納税証明書又は非課税証明書

※本市による確認に同意(交付申請書の同意確認欄に☒)する場合は**提出不要**です。

- ☒ 提出する場合、1か月以内に取得したものを提出してください。

⑨ 温室効果ガスの削減見込み量を計算した書類

※次の補助対象事業の場合は**提出不要**です。

二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入 充電設備の導入 ZEBコンサルティングの実施 省エネルギー診断の受診

- ☒ **様式(省エネ計算シート)**を使用するか、**施工予定業者等**が作成した設備導入による温室効果ガスの削減シミュレーション資料があればその資料を提出してください。

7 実績報告書類

⚠ 対象事業の**完了後30日**以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに必要書類を提出してください。

⚠ 様式は市ホームページからダウンロードしてください。

① 実績報告書

- ☑ 様式を使用してください。リース等による場合はリース等導入者用の実績報告書を使用してください。
- ☑ 実績報告書を書き損じた場合は、新しく書き直してください。

② 対象事業の概要

- ☑ 様式を使用してください。

③ 契約書の写し

※EV車両等の導入の場合で、契約書がないときは提出不要です。

- ☑ 対象事業に係る契約書の写しを提出してください。契約書ではなく注文書と請書で契約をしている場合は、注文書と請書それぞれの写しを提出してください。

④ リース等による場合は、以下の書類 ※リース等の場合のみ必要です

- ☑ リース等事業者が購入する補助対象設備等の購入費が確認できる書類
- ☑ リース等契約書の写し
- ☑ 貸与料金の算定根拠明細書（様式を使用）
- ☑ リース等事業者の登記事項証明書

⑤ 支払いを証する書類・内訳書の写し ※リース等の場合は不要です

- ☑ 領収書等の写しを提出してください。

⑥ 未使用品であることを確認できる書類

※次の補助対象事業については**提出不要**です。

二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入 EV車両等の導入 ZEBコンサルティングの実施 省エネルギー診断の受診

- ☑ 以下のいずれかの書類の写しを提出してください。

◎保証書

※保証書はメーカー発行に限らず、問屋や販売店からの証明書で未使用品と確認できる場合は、受付可能です。

◎出荷証明書

※出荷証明書については「納品書」という名称で発行されている場合は、納品書の提出でも構いません。

◎出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）

⑦ 補助対象設備等の導入の状況が確認できる写真

- ☑ 設備にあつては、以下の写真を提出してください。
 - ◎対象設備の導入状況がわかる写真
 - ◎銘板の写真
- ☑ 車両にあつては、以下の写真を提出してください。
 - ◎車両の保管場所（車庫駐車場等）において、車両の全体及びナンバープレートを撮影した写真

⑧ 自動車検査証記録事項又は標識交付証明書の写し

※EV車両等の導入の場合のみ必要です。

⑨ ZEBプランナーが作成したZEBコンサルティングの結果の資料

※ZEBコンサルティングの実施の場合のみ必要です。

- ☒ ZEBプランナーが作成した基礎調査，計画策定等の結果報告書を提出してください。

⑩ 省エネルギー診断の結果の写し

※省エネルギー診断の受診の場合のみ必要です。

- ☒ 事業所名，診断先，診断日，診断内容，省エネルギー対策等が記載されているもの。

⑪ 国その他の団体からの補助金額が分かる書類

※設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合のみ必要です。

- ☒ 国その他の団体が発行する交付決定通知書等

⑫ 交付請求書

- ☒ 様式を使用してください。
- ☒ リース等による導入の場合，リース等事業者が交付請求書を提出します。
- ☒ 振込先は，法人の場合は法人名義の口座に，個人事業主の場合は申請者の口座に限ります。

8 補助金の振り込み

- 補助金等確定通知書の受領後、およそ2週間前後で指定の口座に補助金が振り込まれます。
- 振り込み通知は行いませんので、通帳の記帳等によりご確認ください。

9 交付の条件

(1) ステッカーの貼り付け

補助金申請者に対し、別途、ステッカーの貼付を依頼しますので、後日、事務所若しくは事業所又は車両の外から容易に確認できる箇所にステッカーを貼付の上、写真を提出してください。また、写真は市のホームページ等に掲載する可能性がありますので、予めご了承ください。

【ステッカーイメージ（3色のうちから選択）】



(2) イベント等への協力について ※柏市環境保全協議会員の場合のみ必要です。

柏市環境保全協議会員にあっては、対象事業の実施結果を自己のウェブページ等で積極的に公表するとともに、本市がイベント等で事例紹介をする際に協力することが必要となります。